

○沼津市屋外広告物条例施行規則

平成26年3月28日規則第5号

改正

平成31年3月5日規則第5号

沼津市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沼津市屋外広告物条例（平成25年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別規制地域の区分)

第2条 条例第3条の特別規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、特別規制地域を、第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域に区分するものとする。

2 第1種特別規制地域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 条例第3条第1号から第6号までに規定する区域
- (2) 条例第3条第7号に規定する区域のうち静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第13条第1項の規定により指定された特別地区の区域
- (3) 条例第3条第11号に規定する区域

3 第2種特別規制地域は、第1種特別規制地域以外の特別規制地域の区域とする。

(普通規制地域の区分)

第3条 条例第5条の普通規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、普通規制地域を、第1種普通規制地域及び第2種普通規制地域に区分するものとする。

2 第1種普通規制地域は、次に定める第2種普通規制地域以外の普通規制地域の区域とする。

3 第2種普通規制地域は、条例第5条第1号に規定する区域のうち次に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた商業地域
- (2) 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域のうち市長が指定する区域
(経過措置)

第4条 一の地域又は場所が、第2種特別規制地域から第1種特別規制地域に変更になった際又は第2種普通規制地域から第1種普通規制地域に変更になった際現にその地域内において適法に表示し、又は設置している屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）については、当該変更のあった日から起算して3年間（表示している広告物又は設置している掲出物件が条例第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあっては6月間）は、別表第1又は別表第2の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

(適用除外の基準)

第5条 条例第6条第1項第2号及び第4号、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第9号並びに同条第3項第1号の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(整備地区の指定)

第6条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 整備地区（条例第7条第1項に規定する整備地区をいう。以下同じ。）の名称
- (2) 整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）

第7条 市長は、整備地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、当該整備地区の指定の案（以下「指定案」という。）を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 区域
- (2) 名称
- (3) 基本方針
- (4) 整備基準
- (5) 指定案の縦覧場所

2 前項の規定による公告があったときは、当該整備地区の住民、当該整備地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者、広告物又は掲出物件を管理する者及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、整備地区の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

第8条 市長は、条例第28条第1号の規定により、整備地区の指定又はその指定の変更若しくは解除について沼津市景観審議会に諮問しようとするときは、前条第2項の規定により提出された意見書（同条第3項の規定により準用される場合を含む。）の要旨を沼津市景観審議会に提出するものとする。

（許可の申請等）

第9条 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の申請書は、屋外広告物許可申請書（第1号様式）によるものとする。

（1）広告物の表示又は掲出物件の設置の期間

（2）工事施工者の氏名又は名称及び住所並びに工事施工者が屋外広告業を営む者である場合にあっては、その者の屋外広告業の登録番号

（3）工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日

2 条例第10条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

（1）広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し

（2）広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示す写真

（3）その他市長が必要と認める図書

3 市長は、条例第10条第1項に規定する申請を許可したときは、屋外広告物の表示及び設置許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

（許可の基準）

第10条 条例第11条の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

（堅ろうな広告物等）

第11条 条例第13条第1項ただし書及び条例第17条第1項の規則で定める堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件は、鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告塔、広告板その他これらに類するもののうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により確認を要するもの又はこれに類するものとする。

（許可の期間の更新の申請等）

第12条 条例第13条第2項の規定による許可の期間の更新の申請は、屋外広告物許可期間更新申請書（第3号様式）による申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、表示している広告物又は設置している掲出物件が、条例第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあっては、この限りでない。

（1）申請前1月以内に撮影した広告物又は掲出物件の写真

（2）申請前3月以内に行った屋外広告物点検報告書（第4号様式）

（3）その他市長が必要と認める図書

3 前条の堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件について第1項の許可の期間の更新の申請をする場合においては、前項第2号の規定により添付しなければならない屋外広告物点検報告書の点検実施者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1）静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号。次号において「県条例」という。）第24条第1項第1号又は第4号に掲げる者

（2）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者であって、県条例第24条第1項第2号又は第3号に掲げる者

（3）前2号に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有するものとして市長が別に定める者

4 市長は第1項の許可の申請をしたときは、屋外広告物許可期間の更新許可書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。

（変更等の許可の申請等）

第13条 条例第14条第1項の規定による変更又は改造の許可の申請は、屋外広告物変更・改造許可申請書（第6号様式）による申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び設計図
- (3) 変更又は改造の前後を比較できる色彩及び意匠を表す図面
- (4) 広告物又は掲出物件の写真
- (5) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の申請を許可したときは、屋外広告物変更・改造許可書（第7号様式）を申請者に交付するものとする。

（軽微な変更等）

第14条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 広告物又は掲出物件の色彩、意匠又は形状に変更を加えない程度に修繕し、補強し、又は塗り変えること。
- (2) 広告物又は掲出物件の位置及び形状を変更することなく、興行等の内容を表示する広告物を定期的に変更すること。
（許可の証票等）

第15条 条例第15条の規則で定める許可の証票は、屋外広告物許可証（第8号様式）とする。

2 条例第15条ただし書の規則で定める許可の証印は、屋外広告物許可済証印（第9号様式）とする。
（届出）

第16条 条例第18条第1項の規定による届出は、堅ろうな広告物等の管理者設置・変更届（第10号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、条例第17条第2項各号に掲げる者に該当することを証する書面又はその写しを添付しなければならない。

3 条例第18条第2項の規定による届出は、屋外広告物設置者変更届（第11号様式）を提出して行うものとする。

4 条例第18条第3項の規定による届出は、屋外広告物設置者・堅ろうな広告物等の管理者の氏名・名称・住所変更届（第12号様式）を提出して行うものとする。

5 条例第18条第4項の規定による届出は、屋外広告物滅失届（第13号様式）を提出して行うものとする。

（除却届）

第17条 条例第19条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届（第14号様式）による届出書を提出して行うものとする。

（違反広告物等である旨の表示）

第18条 条例第22条第1項の表示は、第15号様式又は第16号様式による標章を貼付、又は取り付けて行うものとする。

2 条例第22条第2項の表示は、第17号様式又は第18号様式による標章を貼付、又は取り付けて行うものとする。

（身分証明書）

第19条 条例第24条第2項の身分を示す証明書は、第19号様式によるものとする。

（保管広告物又は掲出物件一覧簿等）

第20条 条例第25条第3項の規則で定める様式は、保管広告物又は掲出物件一覧簿（第20号様式）とする。

2 条例第25条第3項の規則で定める場所は、沼津市公告式条例（昭和25年条例第38号）第2条第2項に規定する掲示場とする。

（競争入札における掲示事項等）

第21条 条例第26条第4項及び第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 入札執行の場所及び日時
- (2) その他市長が必要と認める事項
（広告物等の返還に係る受領書）

第22条 条例第27条の規則で定める様式は、広告物等の返還に係る受領書（第21号様式）による。

付 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 静岡県屋外広告物条例施行細則（平成11年沼津市規則第16号）は、廃止する。

付 則（平成31年3月5日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第4号様式の改正規定

「

補修を要する不良な箇所	補修の概要		
	補修年月日	補修の内容	
(1) 取付（支持）部分の变形・腐食	有 無	年 月 日	
(2) 主要部材の变形・腐食	有 無	年 月 日	
(3) ボルト、ビス等のさびの状況	有 無	年 月 日	
(4) 表示面の汚染・退色・剥離	有 無	年 月 日	
(5) 表示面の破損	有 無	年 月 日	
(6) その他特に点検した箇所	有 無	年 月 日	

を

」

「

点検箇所	点検項目	補修を要する不良な箇所	補修の概要	
			補修年月日	補修の内容
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	年 月 日	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	年 月 日	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	年 月 日	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有 無	年 月 日	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有 無	年 月 日	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	年 月 日	
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等	有 無	年 月 日	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ） ・取付部周辺の異常	有 無	年 月 日	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	年 月 日	
	2 側板、表示面板押さえの腐	有 無	年 月 日	

に

	食、破損、ねじれ、変形、欠損			
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	年 月 日	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	年 月 日	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	年 月 日	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	年 月 日	
その他	1 付属部材の腐食、破損	有 無	年 月 日	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	年 月 日	
	3 その他点検した事項 ()	有 無	年 月 日	

」

改める部分に限る。以下同じ。) は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(第4号様式の改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の沼津市屋外広告物条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第4号様式の規定は、第4号様式の改正規定の施行の日以後に行う広告物(沼津市屋外広告物条例(平成25年条例第32号。以下この項において「条例」という。)第1条に規定する広告物をいう。以下この項及び次項において同じ。)の点検に係る新規則第12条第2項第2号の屋外広告物点検報告書について適用し、同日前に行つた広告物及び掲出物件の点検に係るこの規則による改正前の沼津市屋外広告物条例施行規則第12条第2項第2号の屋外広告物点検報告書については、なお従前の例による。
- 3 この規則(第4号様式の改正規定を除く。以下この項及び次項において同じ。)による改正後の沼津市屋外広告物条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第12条及び第4号様式の規定は、この規則の施行の日以後に行う広告物及び掲出物件の点検に係る新規則第12条第3項の点検実施者及び新規則第12条第2項第2号の屋外広告物点検報告書について適用し、同日前に行つた広告物及び掲出物件の点検に係るこの規則による改正前の沼津市屋外広告物条例施行規則(以下この項及び次項において「旧規則」という。)第12条第3項の点検実施者及び旧規則第12条第2項第2号の屋外広告物点検報告書については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1(第5条関係)

1 条例第6条第1項第2号の基準

(1) 共通基準

- ア 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。
- イ 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- ウ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- エ 周辺のまち並みや自然景観と調和するとともに、地域特性を活かした意匠等とすること。
- オ 設置する数は、必要最小限にとどめ、位置や配置などを工夫すること。
- カ 表示面積は、できる限り小さくすること。
- キ 広告塔や野立て看板等は、支柱部分等の形態などに配慮し、高さはできる限り低くすること。
- ク 彩度の低い色を使用し、使用する色数を減らし、配色を工夫すること。
- ケ 蛍光塗料又は反射素材は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- コ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- サ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- シ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- ス 高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線(いすれもトンネルの区間を除く。)から200メートル以内の特別規制地域の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合 (禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。)	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合 (禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。)	第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合 (禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。)	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合 (禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。)	特別規制地域及び普通規制地域以外の地域において禁止物件に表示し、又は設置する場合
広告塔、広告板その他これらに類するもの	野立てのもの	(1) 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面につき30平方メートル以内とする。	(1) 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面につき30平方メートル以内とする。			
建築物を利用するもの	屋上に設置するもの	(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。 (2) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (3) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。 (2) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (3) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。 (2) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (3) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。		

		<p>から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>		
	壁面から突き出すもの	<p>(1) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	<p>(1) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	
	壁面を利用するものの	<p>(1) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(4) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>(1) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	
工作物等を利用するもの	塀を利用するもの	<p>(1) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p>	<p>(1) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p>	

		(2) 塙の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塙の面積の10分の1以内であること。ただし、塙の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。 (3) 塙の上端及び両側端から突き出ないものであること。	一トル以内とする。 (2) 塙の上端及び両側端から突き出ないものであること。
	アーケードに添加するもの	(1) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区においては同一規格であること。 (2) 下端は、地上2.5メートル以上であること。	
	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	(1) 突き出すもの ア 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 ウ 個数は、1本につき1個であること。 (2) 卷き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。	
	消火栓標識柱を利用するもの	(1) つり下げるもの ア 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 ウ 個数は、1本につき1個であること。	
はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塙を利用するもの	(1) 壁面又は塙の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塙の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塙の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。 (2) 壁面又は塙の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塙の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塙の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。 (3) 壁面を利用する場合において	(1) 1面の表示面積は、その壁面又は塙の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塙の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。 (2) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 (3) 塙を利用する場合においては、塙の上端

		<p>は、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(4) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	及び両側端から突き出ないものであること。
その他の広告物等	アドバルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。	
	広告幕及び広告網	<p>(1) 道路を横断するものの幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(2) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>ア 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>イ 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合は、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>ウ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>エ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(1) 道路を横断するものの幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(2) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>ア 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>イ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>ウ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	のぼり	<p>(1) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>	

2 条例第6条第1項第4号の基準

- (1) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内であること。
- (2) 個数は、1施設又は1物件につき1個であること。

3 条例第6条第2項第1号の基準

- (1) 共通基準

高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（いすゞ

れもトンネルの区間を除く。)から200メートル以内の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が5平方メートル以内であること。

イ 普通規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) 第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が10平方メートル以内であること。

(イ) 第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が20平方メートル以内であること。

4 条例第6条第2項第2号の基準

表示面積は、一の土地又は物件につき5平方メートル以内であること。

5 条例第6条第2項第3号の基準

(1) 工事の期間中に限り表示するものであること。

(2) 設計者、工事施行者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合(法令の規定に基づき表示する場合を除く。)においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該板塀その他これに類する仮囲いの外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の20分の1以内であること。

6 条例第6条第2項第6号の基準

(1) 電車に表示するもの

ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横0.25メートル以下で、前面及び後面につき各1個であること。

(2) 乗合自動車に表示するもの

ア 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づく登録を受けた乗合自動車のうちその使用の本拠の位置が沼津市の区域以外の区域内に存するものに表示するもの
当該使用の本拠の位置が存する区域に適用される屋外広告物に関する条例の規定に従って適法に表示されているものであること。

イ アに掲げるもの以外のもの

(ア) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

(イ) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。

7 条例第6条第2項第9号の基準

(1) 野立てのもの

ア 高さは、地上5メートル以下であること。

イ 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

(2) 壁面を利用するもの

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

(3) 塀を利用するもの

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

8 条例第6条第3項第1号の基準

(1) 共通基準

ア 物件の両端等から突き出ないものであること。

イ 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。

ウ 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。

- エ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- オ 周辺のまち並みや自然景観と調和するとともに、地域特性を活かした意匠等とすること。
- カ 設置する数は、必要最小限にとどめ、位置や配置などを工夫すること。
- キ 表示面積は、できる限り小さくすること。
- ク 広告塔や野立て看板等は、支柱部分等の形態などに配慮し、高さはできる限り低くすること。
- ケ 彩度の低い色を使用し、使用する色数を減らし、配色を工夫すること。
- コ 蛍光塗料又は反射素材は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- サ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- シ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- ス 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- セ 高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（いずれもトンネルの区間を除く。）から200メートル以内の特別規制地域の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

- ア 第1種特別規制地域、第2種特別規制地域又は第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
 - (ア) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。
 - (イ) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その平面の面積の10分の1以内であること。ただし、その平面の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。
- イ アに掲げる地域以外の地域において表示し、又は設置する場合
 - (ア) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。

別表第2（第10条関係）

1 共通基準

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。
- (2) 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 周辺のまち並みや自然景観と調和するとともに、地域特性を活かした意匠等とすること。
- (5) 設置する数は、必要最小限にとどめ、位置や配置などを工夫すること。
- (6) 表示面積は、できる限り小さくすること。
- (7) 広告塔や野立て看板等は、支柱部分等の形態などに配慮し、高さはできる限り低くすること。
- (8) 彩度の低い色を使用し、使用する色数を減らし、配色を工夫すること。
- (9) 蛍光塗料又は反射素材は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (10) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (11) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (12) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- (13) 高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（いずれもトンネルの区間を除く。）から200メートル以内の特別規制地域の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

2 個別基準

- (1) 条例第5条の許可に係る基準

広告物等の種類		第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
広告塔、広告板その他これらに類するもの	野立てのもの	<p>(1) (2)の地域以外の地域 ア イ以外のもの (ア) 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面につき30平方メートル以内とする。</p> <p>イ 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号の標識 道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p> <p>(2) 条例第5条第3号に規定する区域であって、条例第3条第8号及び条例第5条第2号に規定する道路若しくは鉄道から100メートル未満の地域 ア 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの（道路法施行令第7条第1号の標識を除く。以下「案内図板等」という。） (ア) 事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という。）が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置すること。 (イ) 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル</p>	<p>(1) (2)以外のもの ア 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 イ 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面につき30平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 道路法施行令第7条第1号の標識 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p>

	<p>以内のものであること。 ただし、やむを得ない事 情があるときは、この限 りでない。</p> <p>(ウ) 別図のE点、F点、 G点及びH点で囲まれた 区域に、別の案内図板等 が掲出されていない、又 は掲出される予定がない ものであること。</p> <p>(エ) 高さが、地上5メートル以下であるものであること。</p> <p>(オ) 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）の表示面積が5平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>(カ) 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物 (案内広告を直接照らすものを除く。) その他これらに類するものを使しないものであること。</p> <p>(キ) 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。</p> <p>(ク) 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示（案内又は誘導に係る事業所等の名称を除く。以下同じ。）の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）</p>	
--	--	--

	<p>じ。) の合計が当該案内広告の表示面積の 3 分の 1 以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。</p> <p>(ケ) 案内広告に表示された写真及び絵の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。) の合計が当該案内広告の表示面積の 3 分の 1 以下であり、かつ、当該写真又は絵に重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。</p> <p>(コ) 案内広告の地（文字、地図、矢印、写真及び絵以外の部分をいう。以下同じ。) の色彩が、彩度（日本工業規格のマンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。）8 以下、かつ、明度（日本工業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。）3 以上のものであること。</p> <p>(サ) (オ) の規定にかかわらず、5 以上の者が協同で表示する場合には、案内広告の表示面積が15平方メートル以内、1 者当たりの表示の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）が 3 平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏</p>	
--	--	--

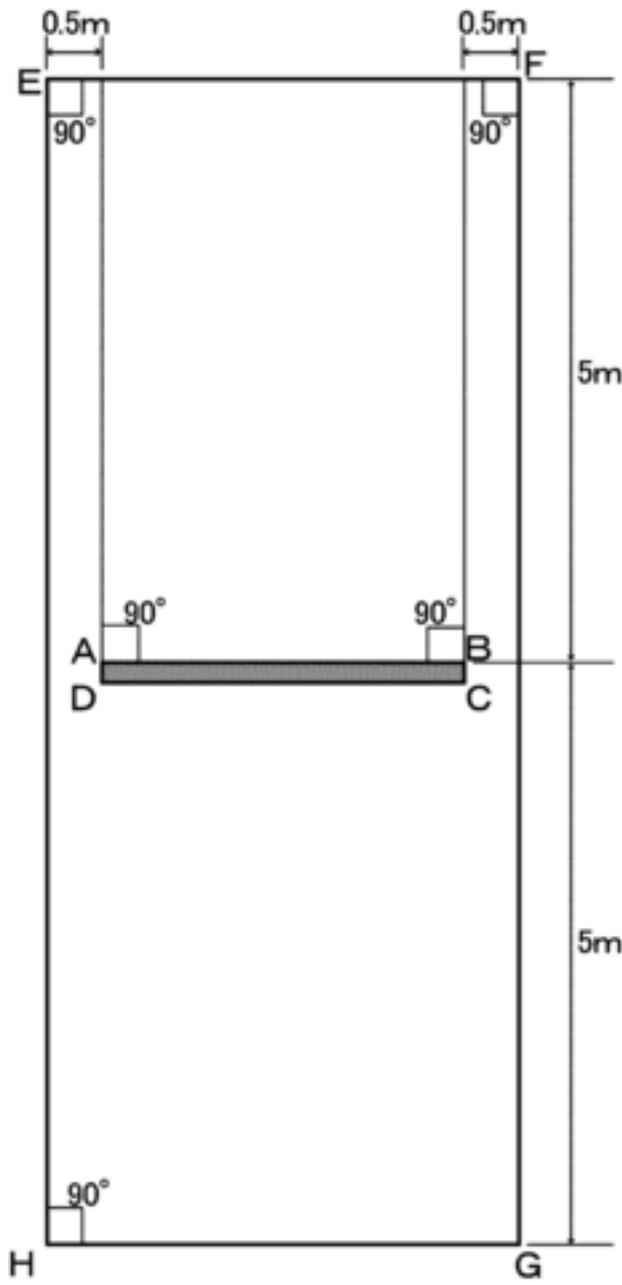
		<p>側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が3平方メートル以内のものに限る。）を表示することができます。</p> <p>イ 道路法施行令第7条第1号の標識</p> <p>道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p> <p>ウ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件</p> <p>(ア) 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面につき30平方メートル以内とする。</p>	
建築物を利用する るもの	屋上に設置するもの	<p>(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>	<p>(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>
	壁面から突き出すもの	<p>(1) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p>	<p>(1) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 上端は、壁面を越えない</p>

		<p>と。</p> <p>(3) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	ものであること。
	壁面を利用するもの	<p>(1) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(4) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>(1) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
工作物等を利用するもの	塀を利用するもの	<p>(1) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(1) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	アーケードに添加するもの	<p>(1) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区においては同一規格であること。</p> <p>(2) 下端は、地上2.5メートル以上であること。</p>	
	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識）	<p>(1) 突き出すもの</p> <p>ア 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5</p>	

	柱を除く。)を利用するもの	<p>メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>ウ 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(2) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>	
	消火栓標識柱を利用するもの	<p>(1) つり下げるもの ア 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>ウ 個数は、1本につき1個であること。</p>	
はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	<p>(1) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(4) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(1) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(3) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
その他の広告物等	アドバルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。	
	広告幕及び広告網	<p>(1) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(2) 壁面又は塀を利用するもの ア 壁面又は塀の1面の面積</p>	<p>(1) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(2) 壁面又は塀を利用するもの ア 1面の表示面積は、その</p>

	<p>が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>イ 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>ウ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>エ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>イ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>ウ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
のぼり	<p>(1) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>	

別図



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

(2) 条例第6条第4項の許可の基準

ア 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

(ア) 共通基準

高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（いずれもトンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(イ) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合
広告塔、広告板その他これ	野立てのもの	(1) 高さは、広告塔にあっては地上10メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。	(1) 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。

らに 類す るもの		ただし、広告塔の場合は、1面につき30平方メートル以内とする。	ただし、広告塔の場合は、1面につき30平方メートル以内とする。
	建築物を利用するもの	(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、5メートル以下であること。 (2) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (3) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。 (2) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (3) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。
	壁面から突き出すもの	(1) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。 (2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (3) 上端は、壁面を越えないものであること。	
	壁面を利用するもの	(1) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。 (2) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。 (3) 壁面の端から突き出ないものであること。 (4) 窓その他の開口部を覆わないものであること。	
工作物等を利用するもの	壙を利用するもの	(1) 壙の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壙の面積の5分の1以内であること。ただし、壙の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。 (2) 壙の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壙の面積の10分の1以内であること。ただし、壙の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。 (3) 壙の上端及び両側端から突き出ないものであること。	
	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	(1) 突き出すもの ア 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 ウ 個数は、1本につき1個であること。 (2) 卷き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。	
	消火栓標識柱を利用するもの	(1) つり下げるもの ア 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。	

		<p>イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>ウ 個数は、1本につき1個であること。</p>
はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	<p>(1) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(4) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
その他の広告物等	アドバルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。
	広告幕及び広告網	<p>(1) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(2) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>ア 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>イ 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>ウ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>エ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	のぼり	<p>(1) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>

(3) 条例第6条第5項の許可の基準

ア 案内図板等

(ア) 共通基準

あ 事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。

い 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

う 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（表示面を直接照ら

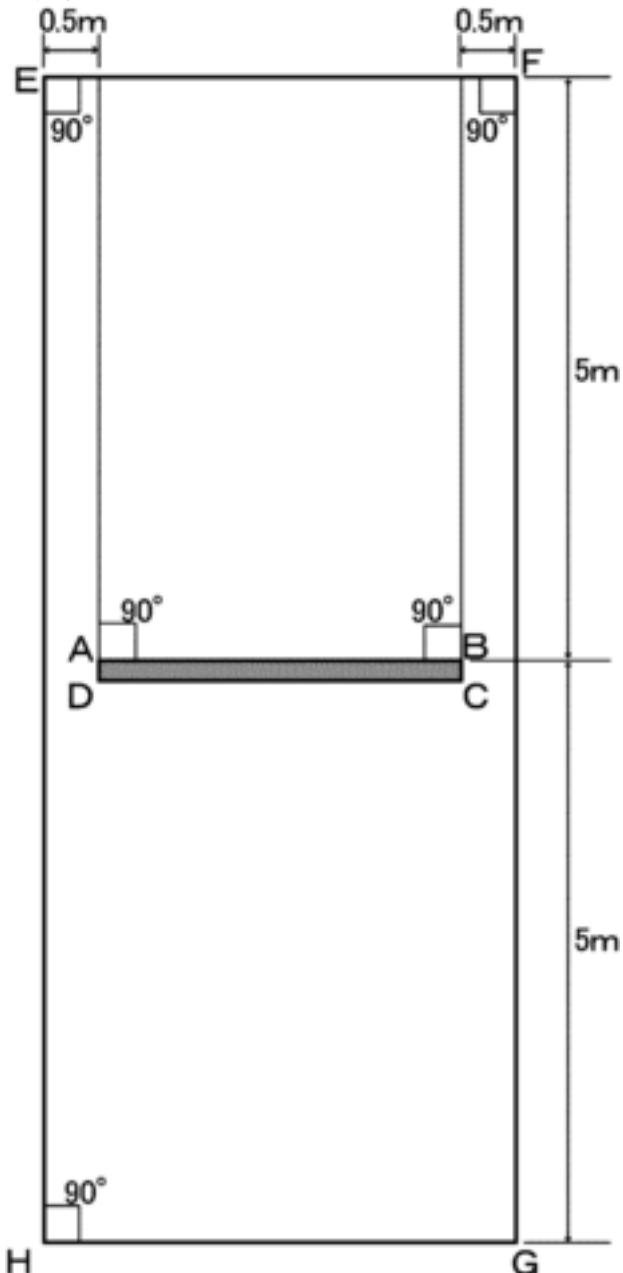
- すものを除く。) その他これらに類するものを使用しないものであること。
- え 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
- お 案内広告に表示された写真及び絵の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵に重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。
- か 案内広告の地の色彩が、彩度8以下、かつ、明度3以上のものであること。
- き 建築物の屋上に設置するものでないものであること。
- く 建築物の壁面を利用するものでないものであること。
- け 墀を利用するものでないものであること。

(イ) 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	
野立てのもの その他公衆の利便に供するもの	<p>道標、案内図版</p> <p>(1) 高さは、地上5メートル以下であること。</p> <p>(2) 一の掲出物件における表面の表示面積は、3平方メートル以内であること。なお、当該表面の裏側に案内図板等を表示する場合においては、裏面の表示面積は3平方メートル以内とし、表面と同一の寸法及び形状のものを、表面及び裏面の表示面の裏側が見えない状態で表示すること。</p> <p>(3) 事業所等に誘導するための地図又は矢印、設置場所から事業所等までの距離その他必要な誘導案内（誘導先の事業所等の名称を除く。）の面積は、表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該表示部分には、それ以外の文字、写真及びイラストを表示しないものであること。</p> <p>(4) 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に別の案内図板等が掲出されていないものであること。あわせて、市長の許可を受けた未掲出の案内図板等がないものであること。</p> <p>(5) (2)の規定にかかわらず5者以上の者が協同で表示し、又は設置する場合にあっては、一の掲出物件における表面の表示面積は、10平方メートル以内とし、かつ、1者あたり2平方メートル以内とする。なお、裏面に案内図板等を表示する場合においては、表示面積は、10平方メートル以内とし、かつ、1者あたり2平方メートル以内とし、表面と同一の寸法及び形状のものを、表面及び裏面の表示面の裏側が見えない状態で表示すること。</p> <p>(6) 案内図板等を、上下に重ねて表示し、又は設置しないものであること。ただし、一の掲出物件において、(2)の場合であって表面、裏面のそれぞれの表示面積の合計が3平方メートル以内のとき、(5)の場合であって表面、裏面のそれぞれの表示面積の合計が10平方メートル以内のときは、この限りでない。</p>	
電柱、街灯柱 その他これらに類するもの (消火栓標識柱を除く。) を利用するも	<p>突き出すもの</p> <p>(1) 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>巻き付けるもの</p> <p>(1) 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>	
消火栓標識柱	つりさげるもの	(1) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であ

利用するもの	<p>ること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 個数は、1本につき1個であること。</p>
--------	--

別図



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

イ 道路法施行令第7条第1号の標識

(ア) 野立てのものであること。

(イ) 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあっては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止する上で支障のないものであること。

屋外広告物許可申請書

年　月　日

(宛先) 沼津市長

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
申請者
氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] 印

広告物を表示したいので、沼津市屋外広告物条例第5条又は第6条第4項若しくは第5項の規定により申請します。

広告物の種類					
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所					
表示の内容					
形状及び面積					
材料及び構造					
色彩、意匠 その他表示の方法	<色彩(マンセル値)>				
広告物の表示又は掲出物件の設置の期間	年　月　日から		年　月　日まで		
工事施行者	氏名 又は名称			屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第号
	住所				
工事着手予定年月日	年　月　日	工事完了予定年月日	年　月　日		
備考					

(注) 不要の文字は、抹消すること。

第2号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

沼津市長 印

屋外広告物の表示及び設置許可書

年 月 日申請のあった広告物の表示及び掲出物件の設置については、
次のとおり許可します。

記

表示又は設置の場所

許 可 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

管理者の住所、氏名

留 意 事 項

表 示 内 容 等

第3号様式（第12条関係）

屋外広告物許可期間更新申請書

年　月　日

(宛先) 沼津市長

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
申請者
氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] 印

許可の期間の更新を受けたいので、沼津市屋外広告物条例第13条第2項の規定により申請します。

広 告 物 の 種 類					
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所					
表 示 の 内 容					
形 状 及 び 面 積					
材 料 及 び 構 造					
現在受けている許可の期間及びその番号	期間	年　月　日から 年　月　日まで	番号	第	号
更 新 の 期 間	年　月　日から　年　月　日まで				
※屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第　　号				
備 考					

(注) ※印のある欄は、申請者が屋外広告業者である場合に記入すること。

第4号様式（第12条関係）

屋外広告物点検報告書

対象物件	広告物の種類				
	広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所				
	設置年月日		年月日		
	現在受けている許可の年月日及びその番号		年月日	年月日	番号
点検項目等	点検箇所	点検項目		補修を要する不良箇所	補修の概要
					補修年月日
	上基部構造部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき		有無	年月日
		2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき		有無	年月日
		3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		有無	年月日
	支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間		有無	年月日
		2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落		有無	年月日
		3 取付部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常		有無	年月日
	広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落		有無	年月日
		2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損		有無	年月日
		3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり		有無	年月日
	照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光		有無	年月日
2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水		有無	年月日		
3 周辺機器の劣化、破損		有無	年月日		
その他	1 付属部材の腐食、破損		有無	年月日	
	2 避雷針の腐食、損傷		有無	年月日	
	3 その他点検した事項（）		有無	年月日	
点検した日時		年月日 午前午後			
点検実施者	住所				
	氏名				
資格等	1 屋外広告士 2 広告美術科の職業訓練指導員の免許所持者、広告美術仕上げ技能士又は広告美術科の職業訓練修了者 3 一級又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 4 屋外広告物点検技能講習修了者 5 その他				

(注) 対象物件が堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件である場合は、点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付すること。

第5号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

沼津市長 印

屋外広告物許可期間の更新許可書

年 月 日申請のあった広告物等の許可の期間の更新については、次のとおり許可します。

記

表示又は設置の場所

許可期間 年 月 日から 年 月 日まで

管理者の住所、氏名

留意事項

表示内容等

第6号様式（第13条関係）

屋外広告物 変更許可申請書
改 造

年 月 日

(宛先) 沼津市長

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
申請者
氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] 印広告物を変更したいので、沼津市屋外広告物条例第14条第1項の規定により申請します。
掲出物件を改造

広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年月日	番号	第 号
変更の内容 改 造				
変更の理由 改 造				
※屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号			
備 考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、申請者が屋外広告業者である場合に記入すること。

第7号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

沼津市長 印

屋外広告物変更・改造許可書

年 月 日申請のあった広告物等の変更、改造については、次のとおり許可します。

記

表示又は設置の場所

許可期間 年 月 日から 年 月 日まで

管理者の住所、氏名

留意事項

表示内容

変更、改造の内容

第8号様式（第15条関係）



(注) 大きさは、縦3.6センチメートル、横6.5センチメートル又は縦7.2センチメートル、横13センチメートルとする。

第9号様式（第15条関係）



(注) 大きさは、直径4.5センチメートルとする。

第10号様式（第16条関係）

堅ろうな広告物等の管理者 設置届
変更

年 月 日

(宛先) 沼津市長

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
届出者氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] 印

堅ろうな広告物等の管理者を設置変更したので、沼津市屋外広告物条例第18条第1項の規定により届け出ます。

広 告 物 の 種 類				
広告物を表示し、又は掲出する物件を設置する場所				
表 示 の 内 容				
形 状 及 び 面 積				
材 料 及 び 構 造				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番 号	第 号
設 置 年 月 日	年 月 日			
新 管 理 者	住 所			
	氏名又は名称			
	※屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号		
旧 管 理 者	住 所			
	氏名又は名称			
備 考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、新管理者が屋外広告業者である場合に記入すること。

第11号様式（第16条関係）

屋外広告物設置者変更届

年　月　日

(宛先) 沼津市長

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
届出者
氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] 印

屋外広告物設置者を変更したので、沼津市屋外広告物条例第18条第2項の規定により届け出ます。

広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年　月　日	番　号	第　号
変更年月日	年　月　日			
旧設置者	住 所			
	氏名又は名称			
変更の理由				
※屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号			
備考				

(注) ※印のある欄は、変更後の設置者が屋外広告業者である場合に記入すること。

第12号様式（第16条関係）

屋外広告物設置者 氏名
堅ろうな広告物等の管理者の名称変更届
住所

年 月 日

(宛先) 沼津市長

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
届出者

氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] 印

屋外広告物設置者 氏名
堅ろうな広告物等の管理者の名称を変更したので、沼津市屋外広告物条例第18条第3項の規定
により届け出ます。

広 告 物 の 種 類				
広告物を表示し、又は掲出する物件を設置する場所				
表 示 の 内 容				
現在受けている許可の年月日 及びその番号	年月日	年 月 日	番 号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日			
変 更 前	住 所			
	氏名又は名称			
変 更 後	住 所			
	氏名又は名称			
	※屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号		
備 考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、変更後の設置者又は管理者が屋外広告業者である場合に記入すること。

屋外広告物滅失届

年 月 日

(宛先) 沼津市長

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
届出者
氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] 印

広告物が滅失したので、沼津市屋外広告物条例第18条第4項の規定により届け出ます。
掲出物件

広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置していた場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年月日	番号	第 号
滅失年月日	年月日			
滅失の理由				
※屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号			
備考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、届出者が屋外広告業者である場合に記入すること。

第14号様式（第17条関係）

屋外広告物除却届

年月日

(宛先) 沼津市長

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
届出者
氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] 印

広告物を除却したので、沼津市屋外広告物条例第19条第2項の規定により届け出ます。
掲出物件

広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置していた場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年月日	番号	第号
除却年月日	年月日			
除却の理由				
※屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第号			
備考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、届出者が屋外広告業者である場合に記入すること。

第15号様式（第18条関係）

この広告物は、沼津市
屋外広告物条例に違反
しています。

沼津市

(注)

1 長さは、縦と横の比率を1対2とする。

2 色彩は、外縁、内縁及び文字を黒色、枠を黄色、地を白色とする。

第16号様式（第18条関係）

し 屋 こ
て 外 の
い 広 広
ま 告 告
す 物 物
. 条 は
例 、
沼 に 沼
津 違 津
市 反 市

(注)

1 長さは、縦と横の比率を2対1とする。

2 色彩は、外縁、内縁及び文字を黒色、枠を黄色、地を白色とする。

第17号様式（第18条関係）

この広告物は、沼津市
屋外広告物条例に基づ
く除却命令に違反して
います。

沼津市

(注)

- 1 長さは、縦と横の比率を1対2とする。
- 2 色彩は、外縁、内縁及び文字を黒色、枠を赤色、地を白色とする。

第18号様式（第18条関係）

除却命令に違反して
います。
この広告物は、沼津市
屋外広告物条例に基づく

沼津市

(注)

- 1 長さは、縦と横の比率を2対1とする。
- 2 色彩は、外縁、内縁及び文字を黒色、枠を赤色、地を白色とする。

第 号

身 分 証 明 書

所属所

職氏名

年 月 日生

上記の者は、沼津市屋外広告物条例
第24条第1項の規定により立入検査を行
う権限を有する者であることを証明す
る。

年 月 日交付

沼津市長

印

沼津市屋外広告物条例（抜粋）

(報告及び検査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物及び掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は掲出物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(注) 大きさは、縦8.3センチメートル、横5.8センチメートルとする。

第20号様式（第20条関係）

保管広告物又は掲出物件一覧簿								
整理番号	種類	形狀	数量	放置された いた場所	除却した年 月日時	保管を始め た年月日時	保管の場所	備考

第21号様式（第22条関係）

広告物等の返還に係る受領書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
返還を受けた者

氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] 印

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

下記のとおり広告物又は掲出物件（現金）の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返還を受けた広告物又は掲出物件	整 理 番 号	
	名称又は種類	
	形 状	
	数 量	
返 還 を 受 け た 金 額		